

大阪市市税条例の一部を改正する条例案

第1条 大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第128条」を「第127条の2」に改める。

第18条第1項中「。次項」を「。同項」に改める。

第19条中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第23条第1項中「当該」を「同表の」に改め、同条第2項第1号から第3号までの規定中「によって」を「により」に改め、同項第4号中「。以下この節において同じ」を削る。

第33条第1項ただし書中「配偶者特別控除額」を「配偶者特別控除額（同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」に改め、同条第4項中「に第1項」を「に同項」に改める。

第55条第1項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第57条第1項第2号及び第3号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第91条第4項第1号中「3月末日」を「3月末日まで」に改め、同項第2号中「1月1日」を「1月1日まで」に改める。

第2章第4節第1款中第128条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第127条の2 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第129条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第129条の2 特定加熱式たばこ喫煙用具（法第466条の2に規定する特定加熱式たばこ喫煙用具をいう。以下この条及び次条第3項第1号において同じ。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第130条第1項中「消費等」を「消費等（第3項第3号アにおいて「売渡し等」という。）」に改め、同条第2項中「前項の製造たばこ」を「前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、後段を削り、同項の表中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に、「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額をも

って紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ当該小売定価に相当する金額（消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第131条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

附則第17条第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第4項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第1号」に、「2分の1」を「3分の2」に改め、同条中第17項を第27項とし、第16項を第25項とし、同項の次に次の1項を加える。

26 法附則第15条第47項の条例で定める割合は、0とする。

附則第17条中第15項を第24項とし、第14項を第23項とし、第13項を第22項とし、同条第12項中「2分の1」を「4分の3」に改め、同項を同条第18項とし、同項の次に次の3項を加える。

19 法附則第15条第32項第3号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第32項第3号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

21 法附則第15条第32項第3号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第17条第11項中「2分の1」を「4分の3」に改め、同項を同条第17項とし、同条中第10項を第13項とし、同項の次に次の3項を加える。

14 法附則第15条第32項第1号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第1号ニに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第32項第1号ホに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第17条第9項中「第12項」を「第21項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第8項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第1号」に、「2分の1」を「3分の2」に改め、同項を同条第10項とし、同項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条第30項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第17条中第7項の次に次の2項を加える。

8 法附則第15条第29項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第29項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第21条第1項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改める。

附則第22条第1項第6号及び第22条の3第1項第6号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改める。

附則第23条第1項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第23条の2 法附則第15条の11第1項に規定する改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該改修実演芸術公演施設に係る利便性等向上改修工事（同項に規定する利便性等向上改修工事をいう。以下この条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該利便性等向上改修工事に要した費用を証する書類、当該利便性等向上改修工事後の家屋が主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることを証する書類及び

当該利便性等向上改修工事後の家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項第1号に掲げる同法第2条第18号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を満たすことを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 - (2) 家屋の所在
 - (3) 家屋の建築年月日
 - (4) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
 - (5) 利便性等向上改修工事に要した費用の額
 - (6) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した日以後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由を記載しなければならない。

附則第25条の見出しを「(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改め、同条第3項中「(平成29年度分)」を「(平成32年度分)」に、「場合の」を「場合における」に、「課する平成29年度分」を「課する平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第4項中「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第28条を次のように改める。

(通常市街化区域農地に対して課する平成31年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第28条 平成31年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する通常市街化区域農地（法附則第19条の2第1項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下同じ。）に対し

て課する固定資産税の課税標準となるべき価格については、同項に定めるところによる。

- 2 平成31年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日において、新たに通常市街化区域農地となり、又は通常市街化区域農地であった土地が市街化区域農地（法附則第19条の2第1項に規定する市街化区域農地をいう。以下同じ。）以外の農地となる事情がある土地については、第78条第2項から第6項までの規定にかかわらず、法附則第19条の2第2項に定めるところによる。
- 3 平成31年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日において、通常市街化区域農地である田若しくは畑が通常市街化区域農地である畑若しくは田となる地目の変換（これに類する特別の事情として政令で定めるものを含む。）があり、又は通常市街化区域農地に係る市町村の廃置分合若しくは境界変更の事情がある土地については、第78条第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第3項に定めるところによる。
- 4 平成31年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地（第6項又は第7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第4項に定めるところによる。
- 5 平成31年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地（次項又は第7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第5項に定めるところによる。
- 6 平成32年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第6項に定めるところによる。
- 7 平成32年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第7項に定め

るところによる。

附則第28条の次に次の1条を加える。

(田園住居地域内市街化区域農地に対して課する平成31年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第28条の2 平成31年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する田園住居地域内市街化区域農地（法附則第19条の2第1項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格については、法附則第19条の2の2第1項に定めるところによる。

2 平成31年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日において、新たに田園住居地域内市街化区域農地となり、又は田園住居地域内市街化区域農地であった土地が市街化区域農地以外の農地となる事情がある土地については、第78条第2項から第6項までの規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第2項に定めるところによる。

3 平成32年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日において、田園住居地域内市街化区域農地である田若しくは畑が田園住居地域内市街化区域農地である畑若しくは田となる地目の変換（これに類する特別の事情として政令で定めるものを含む。）があり、又は田園住居地域内市街化区域農地に係る市町村の廃置分合若しくは境界変更の事情がある土地については、第78条第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第3項に定めるところによる。

4 平成31年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地（次項又は第6項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第4項に定めるところによる。

5 平成32年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第5項に定めるところによる。

6 平成32年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第6項に定めるところによる。

附則第39条第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

附則第47条第4項中「第33条第1項に規定する申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に改める。

第2条 大阪州市税条例の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「によって」を「により」に、「、1月1日」を「、同月1日」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に、「4月15日」を「同月15日」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「、1月1日」を「、同月1日」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「以下この項」を「第2号」に改め、第1号を次のように改める。

- (1) 総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織（法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次項第1号において同じ。）を使用し、かつ、地方税共同機構（以下「機構」という。）を經由して行う方法

第38条第6項中「によって」を「により」に、「以下この項」を「第2号」に、「次に」を「、第47条第1項に規定する老齢等年金給付の支払をする者にあつては次に掲げる方法のいずれかにより、それ以外の公的年金等の支払をする者にあつては第1号又は第2号に」に改め、第1号を次のように改める。

- (1) 総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法

第38条第6項に次の1号を加える。

- (3) 第1号に掲げるもののほか、機構を經由して行う方法として総務省令で定める方法

第38条第7項中「によって」を「により」に、「この項及び次項において「記載事項」を「この条において「記載事項」に改め、同条に次の1項を加える。

9 第5項（第1号に係る部分に限る。）又は第6項（第1号に係る部分に限る。）の規定により行われた記載事項の提供は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

第43条第3項中「異動によって」を「異動により」に改める。

第48条の見出しを「(年金保険者による市長に対する通知)」に改め、同条中「この節」を「この条から第51条まで」に、「本市」を「市長」に改める。

第51条の見出しを「(年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務を負わない場合における年金保険者による市長に対する通知)」に改め、同条中「本市」を「市長」に改める。

第52条第1項中「以下この節」を「次条」に改める。

附則第17条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 大阪州市税条例の一部を次のように改正する。

第130条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

第4条 大阪州市税条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第5項中「この節の」を「この節（第55条第7項から第9項までを除く。）の」に改める。

第25条第2項中「所得割」を「前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割」に改める。

第28条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者」に改める。

第38条第5項第1号中「次項第1号」を「次項第1号及び第55条第7項」に改め、

同条第9項中「含む」を「含む。第55条第9項において同じ」に改める。

第55条に次の3項を加える。

7 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、同項の規定による申告書（以下この項及び次項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び次項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の市民税の申告については、第1項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（次項において「添付書類記載事項」という。）を、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

8 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この条例の規定を適用する。

9 第7項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

第130条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改める。

第131条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第5条 大阪市市税条例の一部を次のように改正する。

第130条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改める。

第131条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第6条 大阪市市税条例の一部を次のように改正する。

第129条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第130条第1項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」及び第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第7条 大阪州市税条例の一部を次のように改正する。

附則第49条第1項第2号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第8項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第9項の表第3項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第4項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改め、同表第5項の表第137条第1項の項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中大阪州市税条例の目次の改正規定、同条例第128条の前に1条を加える改正規定、同条例第129条の次に1条を加える改正規定、同条例第130条の改正規定及び同条例第131条の改正規定並びに第7条並びに附則第5項から第9項までの規定 平成30年10月1日
 - (2) 第1条中大阪州市税条例第19条、第33条第1項及び第57条第1項の改正規定並びに同条例附則第39条第3項の改正規定並びに次項の規定 平成31年1月1日
 - (3) 第2条の規定 平成31年4月1日
 - (4) 第3条及び附則第10項の規定 平成31年10月1日
 - (5) 第4条（次号及び第7号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4項の規定 平成32年4月1日

- (6) 第4条中大阪市市税条例第130条第3項及び第131条の改正規定並びに附則第11項から第15項までの規定 平成32年10月1日
- (7) 第4条中大阪市市税条例第25条第2項及び第28条の改正規定並びに附則第3項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第5条及び附則第16項から第20項までの規定 平成33年10月1日
- (9) 第6条及び附則第21項の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中大阪市市税条例附則第17条第25項の次に1項を加える改正規定 市長が定める日

(市民税に関する経過措置)

- 2 前項第2号に掲げる規定による改正後の大阪市の市税条例第33条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項第7号に掲げる規定による改正後の大阪市の市税条例第25条第2項及び第28条の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 附則第1項第5号に掲げる規定による改正後の大阪市の市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 5 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年10月1日前に大阪市の市税条例第128条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下

「売渡し等」という。)が行われた地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。)第1条の規定による改正前の法第464条第1号に規定する製造たばこ(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。)附則第20条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び次項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する同条例第128条第1項に規定する卸売販売業者等(以下「卸売販売業者等」という。)又は平成30年改正法第1条の規定による改正後の法第464条第1項第4号に規定する小売販売業者(以下「小売販売業者」という。)がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。)を同日に市内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

7 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成30年10月31日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 所持する製造たばこの区分(附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の大阪州市税条例(以下「平成30年新条例」という。)第127条の2に規定する製造たばこの区分をいう。以下同じ。)及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した市たばこ税の課税標準となる製造たばこの本

数

(2) 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による市たばこ税額

(3) その他参考となるべき事項

8 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

9 附則第6項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、平成30年新条例の規定中市たばこ税に関する部分（平成30年新条例第130条第1項、第131条、第134条、第135条及び第139条の規定を除く。）を適用する。この場合には、次の表の左欄に掲げる平成30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第130条第2項	前項	大阪州市税条例の一部を改正する条例（平成30年大阪州市条例第 号。以下この節において「平成30年改正条例」という。） 附則第6項
第136条第1項	第134条の規定によって申告書	平成30年改正条例附則第7項の規定によって申告書
	第134条の規定によって申告納付する	平成30年改正条例附則第7項及び第8項の規定によって申告納付する
第136条第2項	第134条	平成30年改正条例附則第

		7 項
第137条第 1 項	第134条	平成30年改正条例附則第 7 項
	同条各項に規定する申告 書の提出期限	平成30年10月31日

- 10 附則第 1 項第 4 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。
- 11 附則第 1 項第 6 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。
- 12 平成32年10月 1 日前に売渡し等が行われた平成30年改正法による改正後の法第 464条第 1 項第 1 号に規定する製造たばこ（以下「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第 9 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に市内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 13 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成32年11月 2 日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した市たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- (2) 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による市たばこ税額
- (3) その他参考となるべき事項

14 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

15 附則第12項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、附則第1項第6号に掲げる規定による改正後の大阪州市税条例（以下「平成32年新条例」という。）の規定中市たばこ税に関する部分（平成32年新条例第130条第1項、第131条、第134条、第135条及び第139条の規定を除く。）を適用する。この場合には、次の表の左欄に掲げる平成32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第130条第2項	前項	大阪州市税条例の一部を改正する条例（平成30年大阪市条例第 号。以下この節において「平成30年改正条例」という。） 附則第12項
第136条第1項	第134条の規定によって申告書	平成30年改正条例附則第13項の規定によって申告書
	第134条の規定によって申告納付する	平成30年改正条例附則第13項及び第14項の規定に

		よって申告納付する
第136条第2項	第134条	平成30年改正条例附則第13項
第137条第1項	第134条	平成30年改正条例附則第13項
	同条各項に規定する申告書の提出期限	平成32年11月2日

16 附則第1項第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

17 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に市内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

18 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成33年11月1日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等

が行われたものにより算出した市たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

(2) 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による市たばこ税額

(3) その他参考となるべき事項

19 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

20 附則第17項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、附則第1項第8号に掲げる規定による改正後の大阪州市税条例（以下「平成33年新条例」という。）の規定中市たばこ税に関する部分（平成33年新条例第130条第1項、第131条、第134条、第135条及び第139条の規定を除く。）を適用する。この場合には、次の表の左欄に掲げる平成33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第130条第2項	前項	大阪州市税条例の一部を改正する条例（平成30年大阪市条例第 号。以下この節において「平成30年改正条例」という。） 附則第17項
第136条第1項	第134条の規定によって申告書	平成30年改正条例附則第18項の規定によって申告書
	第134条の規定によって申告納付する	平成30年改正条例附則第18項及び第19項の規定によって申告納付する

第136条第2項	第134条	平成30年改正条例附則第18項
第137条第1項	第134条	平成30年改正条例附則第18項
	同条各項に規定する申告書の提出期限	平成33年11月1日

21 附則第1項第9号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

平成30年5月15日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税について前年の合計所得金額が一定の額を超える所得割の納税義務者に対して基礎控除等の適用はできないこととし、法人の市民税について資本金の額が一定の額を超える法人等に対して電子申告を義務付け、固定資産税及び都市計画税に係る課税標準の特例措置等を講じ、市たばこ税について税率を改めるとともに、加熱式たばこの課税標準等を定め、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市市税条例 (抄)

(第1条による改正関係)

目次

第1章 省 略

第2章 普通税

第1節 - 第3節 省 略

第4節 市たばこ税

第1款 通則 (第128条 - 第132条)
第127条の2

第2款 省 略

第3章 - 第4章 省 略

附則

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第18条 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、第20条、第21条、**同項**

第23条、第37条及び第71条を除く。第3項において同じ。）の規定を適用する。

2 - 3 省 略

(個人の市民税の非課税の範囲)

第19条 法第295条第3項に規定する条例で定める金額は、350,000円に法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものの控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて
同一生計配偶者

得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該乗じて得た金額に
同一生計配偶者

210,000円を加算した金額）とする。

(法人の均等割の税率)

第23条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ**当該** 右欄
同表の

に定める額とする。

省 略

2 法人の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める日現在における税率による。

(1) 法第321条の8第1項の規定によりによって申告納付する法人 省 略

(2) 法第321条の8第2項の規定によりによって申告納付する法人又は同条第3項の規定によりによって納

付する法人 省 略

(3) 法第321条の8第4項の規定によりによって申告納付する法人 省 略

(4) 公共法人等（法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等で均等割のみを課されるものをいう。）前年4月1日から3月31日までの期間（当該期間中に当該公共法人等が解散（合併による解散を除く。以下この節において同じ。）又は合併により消滅した場合には、前年4月1日から当該消滅した日までの期間）の末日

3 - 7 省 略

（市民税の申告等）

第33条 第17条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。）で定めるところにより、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第38条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節においてこれらを「給与」という。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第29条第1項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下こ

の条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)並びに前年の合計所得金額が第19条に定める金額以下である者(法第313条第3項、第4項、第8項又は第9項の規定の適用を受けようとする者を除く。)については、この限りでない。

2 - 3 省 略

4 第1項ただし書に規定する者(第2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに第同

1項の申告書を提出することができる。

項

5 - 7 省 略

(法人の市民税の申告納付等)

第55条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく、総務省令で定める様式によって、市長に提出するとともに、その申告ににより

係る市民税額又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があつたものとみなされる申
により

告書に係る市民税額を納付しなければならない。

2 - 4 省 略

5 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出す
により

る義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第13条の規定を適用する。

6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で
により

同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人については、同項

の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第13条の規定を適用する。

(公私の扶助を受ける者等に対する市民税の減免)

第57条 次の各号のいずれかに該当する者のうち市民税の全額負担に堪えることが困難であると市長が認めるものに対しては、申請に基づき、第41条の納期に係る納付額（給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税にあつては月割額、年金所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税にあつては支払回数割仮特別徴収税額又は支払回数割特別徴収税額）ごとに、当該各号に定めるところにより、市民税を減免する。ただし、第1号については、生活のため公私の扶助を受ける期間中に納期限が到来する部分の税額（給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収するものにあつては、その期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月までの月割額とし、年金所得に係る特別徴収の方法によって徴収するものにあつては、その期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月までの間における支払回数割仮特別徴収税額（その期間の初日が4月1日から6月末日までの間である場合（その期間の末日が当該6月末日前である場合を除く。）には、その期間の初日の属する年度の4月1日からその期間の初日の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。）及び支払回数割特別徴収税額とする。）の減免に、第2号については、失業期間中に納期限が到来する部分の税額（年金所得に係る特別徴収の方法によって徴収するものにあつては、その期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月までの間における支払回数割仮特別徴収税額（その期間の初日が4月1日から6月末日までの間である場合（その期間の末日が当該6月末日前である場合を除く。）には、その期間の初日の属する年度の4月1日からその期間の初日の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。）及び支払回数割特別徴収税額とする。）の減免に、それぞれ限る。

(1) 省 略

(2) 失業者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第14条第2項第1号に規定する受給資格を有する者及びこれと同様の失業状態にあると認められる者（正当な理由のない自己の都合による退職、定年退職又は移籍出向を理由とする退職をした者（次号において「自己都合等退職者」という。）又は前年中に事業所得等の給与所得以外で継続性のある所得を有しており、当該所得の金額の合計額が給与所得の金額を上回っている者を除く。）をいう。）次に掲げ

る区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免

ア 前年の合計所得金額が1,700,000円（控除対象配偶者又は扶養親族（以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する者にあつては、1,700,000円に320,000円及び

同一生計配偶者

当該控除対象配偶者等 1人につき350,000円を加算した金額）以下の者 省 略
同一生計配偶者

イ 前年の合計所得金額が2,100,000円（控除対象配偶者等を有する者にあつては、2,100,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等 1人につき350,000円を加算した金額）以下の者

同一生計配偶者

（アに該当する者を除く。） 省 略

ウ 前年の合計所得金額が2,500,000円（控除対象配偶者等を有する者にあつては、2,500,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等 1人につき350,000円を加算した金額）以下の者

同一生計配偶者

（ア又はイに該当する者を除く。） 省 略

(3) 当該年度の初日の属する年中の合計所得金額の見積額が前年の合計所得金額の10分の6以下に減少する者（自己都合等退職者、所得税法第111条の規定による予定納税額の減額の承認の申請ができる者で当該申請をしないもの又は当該年中の不動産所得の金額、事業所得の金額（租税特別措置法第28条の4第1項、第37条の6第4項、第37条の9第2項、第37条の10第1項、第37条の10の2第2項、第37条の11の3第1項及び第2項並びに第41条の14第1項に規定する事業所得の金額を除く。）及び給与所得の金額の見積額の合計額が前年のこれらの所得の金額の合計額の10分の6を超える者を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免

ア 前年の合計所得金額が1,700,000円（控除対象配偶者等を有する者にあつては、1,700,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等 1人につき350,000円を加算した金額）以下の者

同一生計配偶者

省 略

イ 前年の合計所得金額が2,100,000円（控除対象配偶者等を有する者にあつては、2,100,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等 1人につき350,000円を加算した金額）以下の者

同一生計配偶者

(アに該当する者を除く。) 省 略

ウ 前年の合計所得金額が2,500,000円 (控除対象配偶者等を有する者にあつては、2,500,000
同一生計配偶者

円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき350,000円を加算した金額) 以下の者
同一生計配偶者

(ア又はイに該当する者を除く。) 省 略

(4) 省 略

2 - 5 省 略

(災害により損害を受けた固定資産に対する固定資産税の減免)

第91条 省 略

2 - 3 省 略

4 前3項の規定による減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税額について
行う。

(1) 1月2日から3月末日までの間に災害による損害を受けた場合 省 略

(2) 4月1日から翌年1月1日までの間に災害による損害を受けた場合 省 略

(軽自動車税に係る証明書の交付)

第127条 省 略

第4節 市たばこ税

第1款 通則

(製造たばこの区分)

第127条の2 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たば
この区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第129条 省 略

(製造たばことみなす場合)

第129条の2 特定加熱式たばこ喫煙用具（法第466条の2に規定する特定加熱式たばこ喫煙用具をいう。以下この条及び次条第3項第1号において同じ。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第130条 たばこ税の課税標準は、第128条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（第3項第3号アにおいて「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算する。この場合において同表の

て、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区 分	重 量
(1) 喫煙用の製造たばこ	省 略
ア <u>パイプたばこ</u> 葉巻たばこ	
イ <u>葉巻たばこ</u> パイプたばこ	
ウ 省 略	
省 略	省 略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本のコストに相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額をもって紙巻たばこの0.5

本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号口及び第4項の規定の例により算定した金額

（たばこ税の税率）

第131条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

$5,692円$

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第17条 法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

2 - 3 省 略

4 法附則第15条第8項の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

5 - 6 省 略

7 法附則第15条第29項第1号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

8 法附則第15条第29項第2号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{2}$ とする。

9 法附則第15条第29項第3号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{2}$ とする。

$\frac{8}{10}$ 法附則第15条第30項第1号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

11 法附則第15条第30項第2号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{2}$ とする。

$\frac{9}{12}$ 法附則第15条第32項第1号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備（同項に規定する特

定再生可能エネルギー発電設備をいう。次項から第12項までにおいて同じ。）に係る同号の条
第21項

例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

$\frac{10}{13}$ 省 略

14 法附則第15条第32項第1号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

15 法附則第15条第32項第1号ニに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で

定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

16 法附則第15条第32項第1号ホに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

$\frac{11}{17}$ 法附則第15条第32項第2号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で

定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

$\frac{12}{18}$ 法附則第15条第32項第2号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で

定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

19 法附則第15条第32項第3号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

20 法附則第15条第32項第3号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

21 法附則第15条第32項第3号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

$\frac{13-16}{22-25}$ 省 略

26 法附則第15条第47項の条例で定める割合は、0とする。

$\frac{17}{27}$ 省 略

(高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第21条 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住宅又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事(同条第4項に規定する居住安全改修工事をいう。以下この条において同じ。)が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)-(5) 省 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用の額並びに政令附則第12条第31項に規定する補助金等、居
第22項

宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額

(7) 省 略

2 省 略

(熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第22条 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修住宅又は当該熱損失防止改修専有部分に係る熱損失防止改修工事（同条第9項に規定する熱損失防止改修工事をいう。以下この条及び附則第22条の3において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) - (5) 省 略

(6) 熱損失防止改修工事に要した費用及び政令附則第12条第38項に規定する補助金等の額
第29項

(7) 省 略

2 省 略

(特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第22条の3 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該特定熱損失防止改修住宅又は当該特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) - (5) 省 略

(6) 熱損失防止改修工事に要した費用及び政令附則第12条第38項に規定する補助金等の額
第29項

(7) 省 略

2 省 略

(耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第23条 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に

掲げる事項を記載した申告書に、総務省令附則第7条第14項に規定する補助（第5号において第13項

「補助」という。）に係る補助金額確定通知書の写し、当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準を満たすことを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) - (6) 省 略

2 省 略

（利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第23条の2 法附則第15条の11第1項に規定する改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該改修実演芸術公演施設に係る利便性等向上改修工事（同項に規定する利便性等向上改修工事をいう。以下この条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該利便性等向上改修工事に要した費用を証する書類、当該利便性等向上改修工事後の家屋が主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることを証する書類及び当該利便性等向上改修工事後の家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項第1号に掲げる同法第2条第18号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を満たすことを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 家屋の所在

(3) 家屋の建築年月日

(4) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(5) 利便性等向上改修工事に要した費用の額

(6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した日以後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由を記載しなければならない。

（平成29年度 における土地の価格の特例）
平成31年度又は平成32年度

第25条 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が法附則第17条の2第1項の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第78条の規定にかかわらず、平成29年度分 の固定資産税 平成31年度分又は平成32年度分 に限り、当該土地の法附則第17条の2第1項に規定する修正価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は同項に規定する平成28年度類似平成31年度

適用土地であって、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととな平成32年度分

るものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第78条の規定にかかわらず、法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

3 前2項の規定の適用を受ける土地（平成29年度分の固定資産税について第1項の規定の適用平成32年度分

を受けるに至った場合の 当該土地を除く。）に対して課する 平成29年度分 平成31年度分又は平成32年

の固定資産税に限り、第81条中「第78条」とあるのは「附則第25条第1項又は第2項」と 度分

する。

4 平成29年度分の固定資産税について第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成29 平成32年度分 平成32

年度分の固定資産税に限り、第81条中「第78条」とあるのは「附則第25条第1項」とする。 年度分

(市街化区域農地に対して課する昭和47年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第28条 昭和47年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地（法附則第19条の2

第1項に規定する市街化区域農地をいう。以下同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準 となるべき価格については、同項に定めるところによる。

2 昭和47年度以降の各年度に係る賦課期日において法附則第19条の2第2項各号に掲げる事情 がある土地については、当該事情がある賦課期日に係る年度分の固定資産税に限り、法第349 条第2項から第6項までの規定を適用する場合には、当該各号に定めるところによる。

3 平成28年度に係る賦課期日において法附則第19条の2第3項各号に掲げる事情がある土地

(同条第4項に規定する土地に該当するに至った場合の当該土地を除く。) に対して課する固定資産税の課税標準については、附則第25条第1項又は第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第3項に定めるところによる。

4 平成29年度に係る賦課期日において法附則第19条の2第4項各号に掲げる事情がある土地に対して課する固定資産税の課税標準については、附則第25条第1項又は第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第4項に定めるところによる。

(通常市街化区域農地に対して課する平成31年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第28条 平成31年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する通常市街化区域農地（法附則第19条の2第1項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格については、同項に定めるところによる。

2 平成31年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日において、新たに通常市街化区域農地となり、又は通常市街化区域農地であった土地が市街化区域農地（法附則第19条の2第1項に規定する市街化区域農地をいう。以下同じ。）以外の農地となる事情がある土地については、第78条第2項から第6項までの規定にかかわらず、法附則第19条の2第2項に定めるところによる。

3 平成31年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日において、通常市街化区域農地である田若しくは畑が通常市街化区域農地である畑若しくは田となる地目の変換（これに類する特別の事情として政令で定めるものを含む。）があり、又は通常市街化区域農地に係る市町村の廃置分合若しくは境界変更の事情がある土地については、第78条第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第3項に定めるところによる。

4 平成31年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地（第6項又は第7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第4項に定めるところによる。

5 平成31年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地（次項又は第7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第5項に定めるところによる。

6 平成32年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第6項に定めるところによる。

7 平成32年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第7項に定めるところによる。

(田園住居地域内市街化区域農地に対して課する平成31年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第28条の2 平成31年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する田園住居地域内市街化区域農地

(法附則第19条の2第1項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格については、法附則第19条の2の2第1項に定めるところによる。

2 平成31年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日において、新たに田園住居地域内市街化区域農地となり、又は田園住居地域内市街化区域農地であった土地が市街化区域農地以外の農地となる事情がある土地については、第78条第2項から第6項までの規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第2項に定めるところによる。

3 平成32年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日において、田園住居地域内市街化区域農地である田若しくは畑が田園住居地域内市街化区域農地である畑若しくは田となる地目の変換(これに類する特別の事情として政令で定めるものを含む。)があり、又は田園住居地域内市街化区域農地に係る市町村の廃置分合若しくは境界変更の事情がある土地については、第78条第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第3項に定めるところによる。

4 平成31年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地(次項又は第6項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。)については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第4項に定めるところによる。

5 平成32年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第5項に定めるところによる。

6 平成32年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第6項に定めるところによる。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第39条 省 略

2 省 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の8

第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 省 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る市民税の課税の特例)

第47条 省 略

2 - 3 省 略

4 前項の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第特

33条第1項に規定する申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において例適用配当等申告書（

て市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) - (2) 省 略

5 省 略

大阪市市税条例（抄）

（第2条による改正関係）

（給与支払報告書等の提出義務）

第38条 1月1日現在において給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この節において同じ。）で、当該給与の支払をする際所得税法第183条の規定によって所得税を徴収する義務があるものは、同月31日までに、総務省令でにより

定めるところにより、1月1日現在区内に住所を有し、かつ、当該給与の支払を受けている者同月

についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を記載した給与支払報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者は、同項の規定によって提出しにより

た給与支払報告書に記載された給与の支払を受けている者のうち4月1日現在において給与の支払を受けなくなったものがある場合には、4月15日までに、総務省令で定めるところにより、同月

その旨を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、給与の支払をする者で給与の支払をする際所得税法第183条の規定によって所得税を徴収する義務のあるものは、当該給与の支払を受けている者のうち給与により

の支払を受けなくなったものがある場合には、その給与の支払を受けなくなった日の属する年の翌年の1月31日までに、総務省令で定めるところにより、当該給与の支払を受けなくなった日現在区内に住所を有する者についてその者に係る給与の支払を受けなくなった日の属する年の給与所得の金額その他必要な事項を給与支払報告書に記載し、これを市長に提出しなければならない。ただし、その給与の支払を受けなくなった日の属する年に当該給与の支払をする者から支払を受けた給与の金額の総額が300,000円以下である者については、この限りでない。

4 1月1日現在において公的年金等の支払をする者で、当該公的年金等の支払をする際所得税法第203条の2の規定によって所得税を徴収する義務があるものは、同月31日までに、総務省令で定めるところにより、1月1日現在区内に住所を有し、かつ、当該公的年金等の支払を受

けている者についてその者に係る前年中の公的年金等の支払額その他必要な事項を記載した公的年金等支払報告書を市長に提出しなければならない。

5 第1項又は第3項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者で、当該給与支払により

報告書の提出期限の属する年において所得税法第226条第1項に規定する源泉徴収票について同法第228条の4第1項の規定の適用を受けるものは、第1項又は第3項の規定にかかわらず、当該給与支払報告書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この項及び第2号

第7項において「給与支払報告書記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかにより市長に提供しなければならない。

(1) 電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。次項第1号において同じ。）を使用する方法として総務省令で定める方法

(1) 総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織（法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次項第1号において同じ。）を使用し、かつ、地方税共同機構（以下「機構」という。）を経由して行う方法

(2) 省 略

6 第4項の規定によって公的年金等支払報告書を提出する義務がある者で、当該公的年金等支により

払報告書の提出期限の属する年において所得税法第226条第3項に規定する源泉徴収票について同法第228条の4第1項の規定の適用を受けるものは、第4項の規定にかかわらず、当該公的年金等支払報告書に記載すべきものとされる同項に規定する事項（以下この項及び次項にお第2号

いて「公的年金等支払報告書記載事項」という。）を次に、第47条第1項に規定する老齢等年金給

付の支払をする者にあつては次に掲げる方法のいずれかにより、それ以外の公的年金等の支払掲げる方法のいずれかにより市長に提供しなければならない。をする者にあつては第1号又は第2号に

(1) 電子情報処理組織を使用する方法として総務省令で定める方法

(1) 総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法

(2) 省 略

(3) 第1号に掲げるもののほか、機構を経由して行う方法として総務省令で定める方法

7 第1項、第3項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書（以下により

この項及び次項において「報告書」という。）を提出すべき者（前2項の規定の適用を受ける者を除く。）が、政令で定めるところにより第1項、第3項若しくは第4項に規定する市長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前2項の規定に基づき給与支払報告書記載事項若しくは公的年金等支払報告書記載事項（以下この項及び次項において「記載事項」という。）を記録した光ディスク

この条
ク等を提出した場合には、その者が提出すべき報告書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもって当該報告書の提出に代えることができる。

8 省 略

9 第5項（第1号に係る部分に限る。）又は第6項（第1号に係る部分に限る。）の規定により行われた記載事項の提供は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）

第43条 省 略

2 省 略

3 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌

により
月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、前条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させる。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させることが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

(年金保険者による本市に対する通知)
市長

第48条 当該年度の初日において年齢65歳以上の者であって老齢等年金給付の支払を受けているものに対し当該老齢等年金給付の支払をする者（以下この節 この条から第51条まで において「年金保

険者」という。）は、当該年度の初日の属する年の5月25日までに、当該年度の初日において当該老齢等年金給付の支払を受けている者（同日において区内に住所を有する者に限る。）の氏名、住所、性別、生年月日その他総務省令で定める事項、当該老齢等年金給付の種類及び年額並びに当該老齢等年金給付の支払を行う年金保険者の名称を、本市に通知しなければならない市長

い。

(年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務を負わない場合における年金保険者による本市対 市長

する通知)

第51条 法第321条の7の7第1項又は第3項の場合には、年金保険者は、総務省令で定めるところにより、当該特別徴収対象年金所得者の氏名、当該特別徴収対象年金所得者に係る年金所得に係る特別徴収税額の徴収の実績その他必要な事項を、本市に通知しなければならない市長

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第52条 前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、第47条第1項の規定により第50条第2項に規定する支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第42条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。）をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日から 次条

その日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 - 3 省 略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条 省 略

2 - 23 省 略

24 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、3分の1とする。
第43項

25 法附則第15条第45項の条例で定める割合は、3分の2とする。
第44項

26 法附則第15条第47項の条例で定める割合は、0とする。
第46項

27 省 略

大阪市市税条例（抄）

（第3条による改正関係）

（たばこ税の課税標準）

第130条 省 略

2 省 略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に $\frac{0.8}{0.6}$ を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した

紙巻たばこの本数に $\frac{0.2}{0.4}$ を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換

算した紙巻たばこの本数に $\frac{0.2}{0.4}$ を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)-(3) 省 略

大阪市市税条例（抄）

（第4条による改正関係）

（市民税の納税義務者等）

第17条 市民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号により、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号に掲げ
る者に対しては均等割額によって、第5号に掲げる者に対しては法人税割額によって課する。
により により

(1) - (5) 省 略

2 - 4 省 略

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下この節において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（**第55条第7項から第9項までを除く。**）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（所得控除）

第25条 省 略

2 前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、法第314条の2第2項、第7項及び第12項の規定により、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から基礎控除額を控除する。

（調整控除）

第28条 前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、その者の第26条の規定による所得割の額から、法第314条の6各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

（給与支払報告書等の提出義務）

第38条 省 略

2 - 4 省 略

5 第1項又は第3項の規定により給与支払報告書を提出する義務がある者で、当該給与支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第226条第1項に規定する源泉徴収票について同法第228条の4第1項の規定の適用を受けるものは、第1項又は第3項の規定にかかわらず、当該給与支払報告書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（第2号及び第7項において「給与支払報告書記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかにより市長に

提供しなければならない。

(1) 総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織（法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次項第1号及び第55条第7項において同じ。）を使用し、かつ、地方税共同機構（以下「機構」という。）を経由して行う方法

(2) 省 略

6 - 8 省 略

9 第5項（第1号に係る部分に限る。）又は第6項（第1号に係る部分に限る。）の規定により行われた記載事項の提供は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第55条第9項において同じ。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

（法人の市民税の申告納付等）

第55条 省 略

2 - 6 省 略

7 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、同項の規定による申告書（以下この項及び次項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び次項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の市民税の申告については、第1項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（次項において「添付書類記載事項」という。）を、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

8 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この条例の規定を適用する。

9 第7項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

（たばこ税の課税標準）

第130条 省 略

2 省 略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に $\frac{0.6}{0.4}$ を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に $\frac{0.4}{0.6}$ を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に $\frac{0.4}{0.6}$ を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)-(3) 省略

(たばこ税の税率)

第131条 たばこ税の税率は、1,000本につき $\frac{5,692}{6,122}$ 円とする。

大阪市市税条例（抄）

（第5条による改正関係）

（たばこ税の課税標準）

第130条 省 略

2 省 略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に $\frac{0.4}{0.2}$ を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した

紙巻たばこの本数に $\frac{0.6}{0.8}$ を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換

算した紙巻たばこの本数に $\frac{0.6}{0.8}$ を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)-(3) 省 略

（たばこ税の税率）

第131条 たばこ税の税率は、1,000本につき $\frac{6,122\text{円}}{6,552\text{円}}$ とする。

大阪市市税条例（抄）

（第6条による改正関係）

（製造たばことみなす場合）

第129条の2 特定加熱式たばこ喫煙用具（法第466条の2に規定する特定加熱式たばこ喫煙用具をいう。以下この条及び次条第3項第1号において同じ。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

（たばこ税の課税標準）

第130条 たばこ税の課税標準は、第128条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（第3項第3号アにおいて「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

第2号

2 省 略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻次

たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) - (3) 省 略

(1) (2)

大阪市市税条例（抄）

（第7条による改正関係）

附 則

（市たばこ税の特例）

第49条 次の各号に掲げる期間内に、第128条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第30条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税の税率は、第131条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 省 略

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 省 略
平成31年9月30日

2 - 7 省 略

8 平成31年4月1日前に第128条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に市内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

1,000本につき1,262円とする。

1,692円

9 第3項から第5項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える。

第3項	省 略	省 略
-----	-----	-----

	省 略	<u>平成31年 4 月30日</u> <u>平成31年10月31日</u>
省 略	省 略	省 略
第 4 項	省 略	<u>平成31年 9 月30日</u> <u>平成32年 3 月31日</u>
省 略	省 略	省 略
第 5 項の表第137条第 1 項の 項	省 略	省 略
	省 略	<u>平成31年 4 月30日</u> <u>平成31年10月31日</u>